**平成２８年（フ）第６１９号**
大阪市住吉区遠里小野２丁目９番13号遠里小野荘202号室、住民票上の住所大阪府東大阪市吉田１丁目12番18号ベルハイムＫＳ106号
債務者　市來　泰男
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第６２３号**
大阪市西区九条南４丁目４番10号
債務者　小林　竜史
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第７１３号**
大阪市東住吉区矢田５丁目12番18号
債務者　中村　英明
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第７８８号**
大阪市中央区高津３丁目２番15―601号
債務者　門川　香織（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第９１３号**
大阪府大東市三住町６番15号　５号室
債務者　板谷　義美
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第９２９号**
大阪府東大阪市足代北１丁目７番11号
債務者　野島美智子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５８号**
大阪府和泉市観音寺町554番地の１アルカンシェル402
債務者　森　二三男
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第６３号**
大阪府貝塚市澤906番地３
債務者　福　　治夫
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第６８号**
大阪府岸和田市大町４丁目25番４―107号
債務者　今川　潤一
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第６９号**
大阪府岸和田市大町４丁目25番４―107号
債務者　今川さゆり
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第７１号**
大阪府阪南市貝掛1418番地
債務者　小西　大介
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第８０号**
大阪府岸和田市西之内町55番37号レオパレス寺西Ⅱ棟202号
債務者　松尾　幸雄
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第９７号**
大阪府岸和田市神須屋町329番地アクシス善101号
債務者　小西　典子（旧姓藤川）
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第１０１号**
大阪府岸和田市野田町１丁目14番32号ハイデ野田204号
債務者　坂本　直人
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第１０７号**
大阪府泉佐野市佐野台10番地の１佐野台住宅２―116
債務者　平田　みほ
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第６４号**
兵庫県尼崎市若王寺３丁目６番２号　春日ハイツＡ　102号
債務者　塚本　誠二
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第９６号**
兵庫県西宮市樋ノ口町２丁目24番２―406号
債務者　浅原　康弘
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第１１３号**
兵庫県西宮市若草町２丁目14番５号
債務者　平岡　康志
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係